

島根県屋外広告物条例のあらまし

1. 屋外広告物とは	・・・	1
2. 屋外広告物の種類	・・・	1
3. 規制地域の考え方	・・・	3
3-1. 禁止地域の基準	・・・	4
3-2. 許可地域の基準	・・・	7
4. 禁止広告物・禁止物件	・・・	13
5. 適用除外	・・・	14
6. 許可手続	・・・	15
7. 屋外広告業の登録	・・・	16

令和3年4月

島根県土木部都市計画課

1. 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、はり紙、はり札、広告塔、広告板などの典型的なものだけでなく、ネオンサイン、アドバルーン、建築物の外壁に直接表示されるもの等の屋外で公衆に表示されるものをいいます。

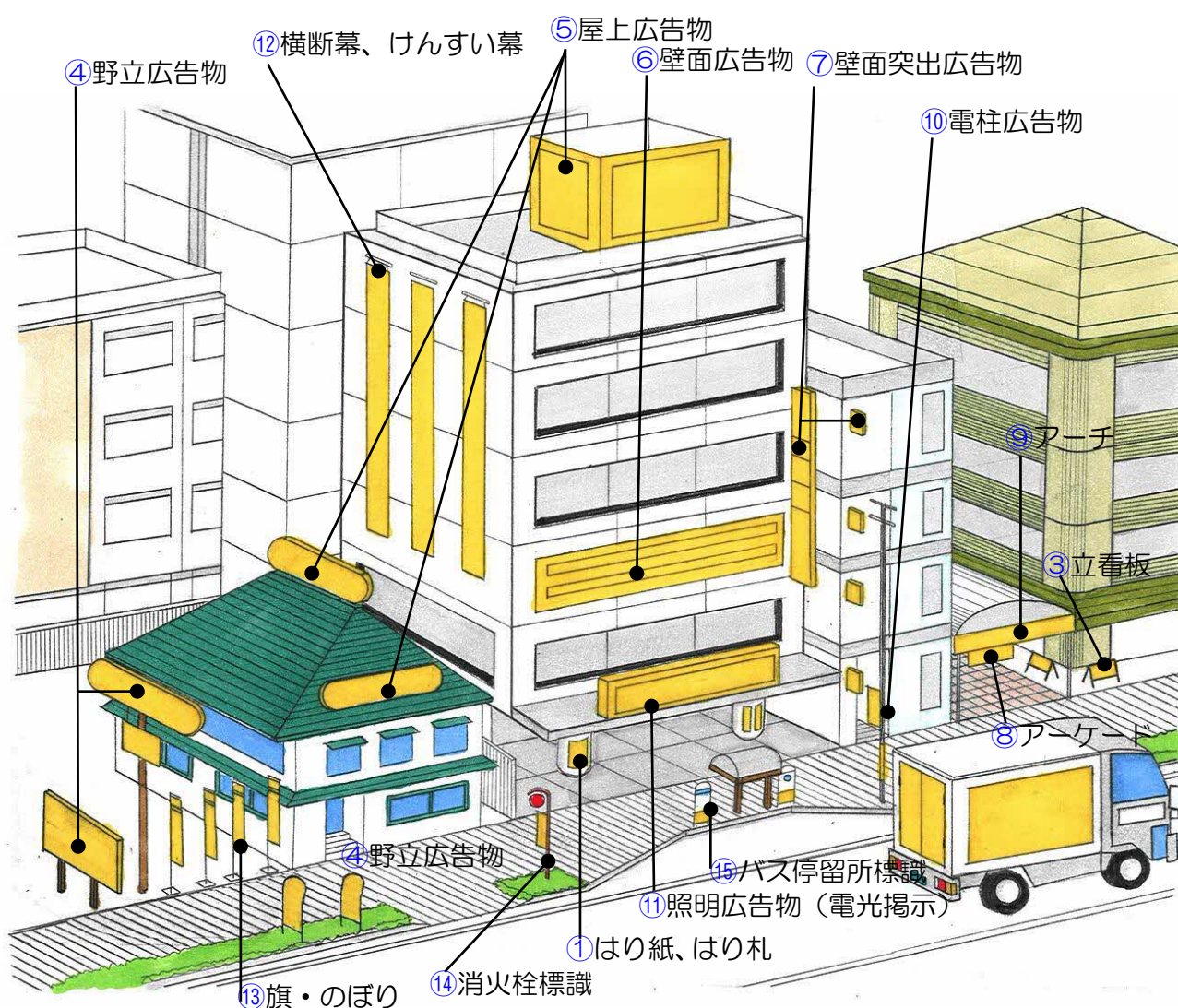
その目的も商業広告だけでなく案内板やシンボルマークまで広く含むものです。

なお、外から見えるものであっても建物の内部に表示されているものは含まれません。

次の要件のすべてを満たせば屋外広告物となります。

- 一．常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- 二．屋外で表示されるものであること。
- 三．公衆に表示されるものであること。
- 四．看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

2. 屋外広告物の種類

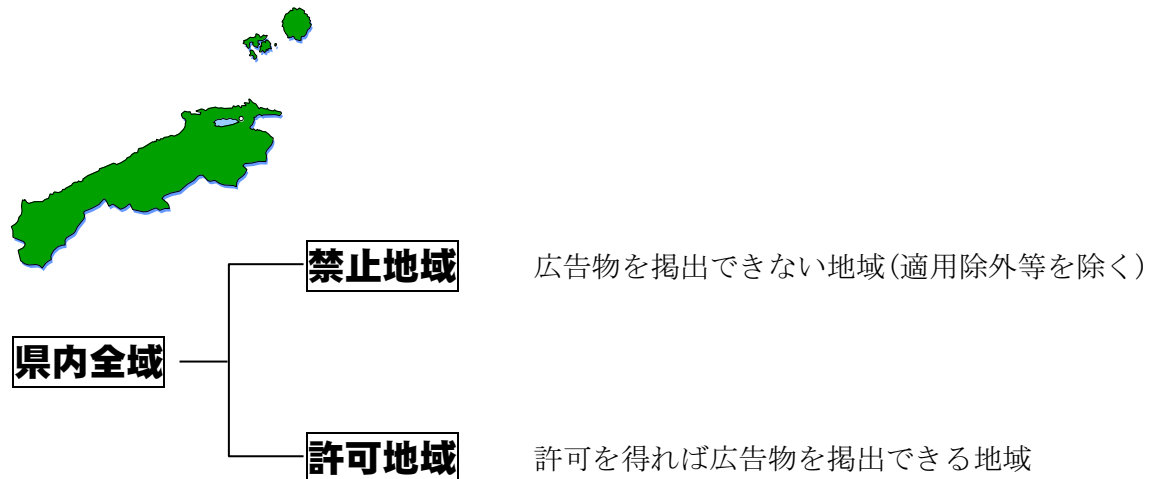


区分	内容
①はり紙	ポスター、ちらしの類で、建物等にはりつけて表示するもの
②はり札	ベニヤ板等の板類に紙その他のものをはり、又は直接塗装・印刷をして、工作物などにひも、針金等でつるし、又はくくりつける等容易に取り外せる状態で取り付けてあるもの
③立看板	板類に紙貼り等をしたもので、容易に取り外せる状態で立てられ、又は工作物等に立てかけられたもの
④野立広告物	支柱又は2以上の足をもって地上に設置する建植看板及び広告塔
⑤屋上広告物	建築物の屋根又は屋上を利用して設置され表示されるもの
⑥壁面広告物	建築物の壁面に直接表示されるもの
⑦壁面突出し広告物	建築物の壁面を利用して設置され、突き出して表示されるもの
⑧アーケード	アーケードにつり下げられて表示されるもの
⑨アーチ	道路を横断する形で設置されたアーチに表示されるもの
⑩電柱広告物	電柱等の支柱類を利用した突き出し又は巻き付け
⑪照明広告物	照明装置を利用して表示するもの
⑫横断幕、けんすい幕	幕類で建築物等を利用して表示するもの
⑬旗・のぼり	支柱に布等を取り付けて表示するもの
⑭消火栓標識	消火栓標識に取り付けて表示するもの
⑮バス停留所標識	バス停留所標識に取り付けて表示するもの

(注)上記表の広告物の区分名は、正式名称を分かりやすく言い換えたものです。広告物の区分の正式名称は、島根県屋外広告物条例施行規則別表第3で確認してください。



3. 規制地域の考え方



(注) 松江市の区域は、松江市屋外広告物条例が適用されますので、松江市屋外広告物条例をご確認ください。

■ 広告物の区分

自家用広告物

自己の氏名、名称、事業又は事業の内容を表示するため、自己の住所、営業所、事業所の敷地内に表示する広告物。

非自家用広告物

自家用広告物以外の広告物。

案内用広告物以外の広告物

案内用広告物(特定・特認)

特定・・・自己の住所、事業所又は営業所に係る名称、距離又は方向のみを表示するもの。

特認・・・町内会の住宅案内図、県内主要観光地の名称、距離、方向のみを表示するもの。

管理用広告物

自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物。

■ 許可の概要

	禁止地域	許可地域
自家用広告物	△	○
非自家用広告物	×	○
案内用広告物	△	○
管理用広告物	△	○

○設置可能

△ 適用除外又は許可の基準内であれば設置可能だが、

許可地域と比べて面積要件が厳しい

× 設置不可

3-1. 禁止地域の基準

禁止地域には、原則として広告物は表示できませんが、自家用広告物や案内用広告物及び管理用広告物については、小規模なものは適用が除外され表示できる場合があります。

自家用広告物

壁面広告物や野立広告物等の表示面積の合計が7㎡以内であること。

案内用広告物(特定・特認)

大きさ、高さ、色彩については次表のとおりであること。(要許可)

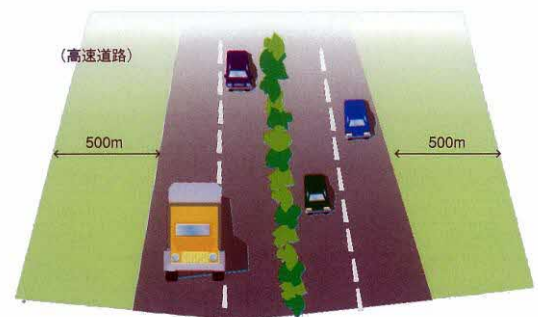
管理用広告物

管理用広告物の表示面積の合計が7㎡以内であること。



禁止地域

1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域及び伝統的建造物群保存地区(都市計画法)
2. 条例により制限を受ける準景観地区のうち、知事が定める区域(景観法)→未指定
3. 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が定める区域(景観法)→未指定
4. 重要文化財等の周囲で知事が定める区域、史跡名勝天然記念物等に指定された地域(文化財保護法)
5. 県指定有形文化財に指定された建造物の周囲で知事が定める地域、県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域(島根県文化財保護条例)
6. 保安林のうち次の区域(森林法)
 - ・出雲大社風致保安林の区域
 - ・鱶淵寺風致保安林の区域
 - ・一畑寺風致保安林の区域
 - ・蟠竜湖風致保安林の区域
7. 国立公園・国定公園の区域(自然公園法)
8. 県立自然公園の区域(島根県立自然公園条例)
9. 自然環境保全地域(自然環境保全法)
10. 島根県自然環境保全地域(島根県自然環境保全条例)
11. 宍道湖景観形成地域(近隣商業地域及び商業地域を除く。)
(ふるさと島根の景観づくり条例)
12. 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)及び鉄道の知事が定める区間
13. 道路又は鉄道に接続する地域で知事が定める区域(高速自動車国道又は一般国道9号の自動車専用道路の区間から展望できる両側500mの区域(市街化区域、用途地域、おおむね10以上の家屋が連たんする地域を除く。))
14. 国道314号(出雲坂根駅前から稚児ヶ池トンネルまでの間に限る。)の道路及び道路の両側300mの区域
15. 出雲空港の区域、隠岐空港の区域、石見空港の区域
16. 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場



3-2. 許可地域の基準

禁止地域以外の地域

自家用広告物

壁面広告物や野立広告物等の表示面積の合計が 10 m²以内は許可不要。

非自家用広告物

自家用広告物以外の広告物。

案内用広告物以外の広告物

案内用広告物(特定・特認)

大きさ、高さ、色彩については次表のとおりであること。(要許可)

管理用広告物

管理用広告物の表示面積の合計が 10 m²以内は許可不要。


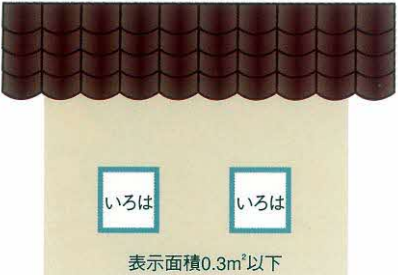
許可の期間

3年以内の必要な期間で許可します。

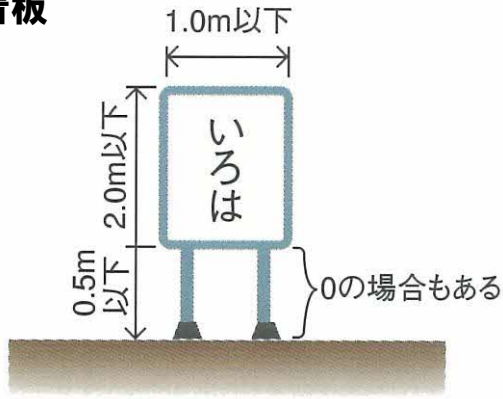
ただし、簡易広告物等については、1年以内の必要な期間で許可します。

(簡易広告物等…はり紙、はり札、立看板、横断幕及びけんすい幕、旗及びのぼり)

許可地域の基準

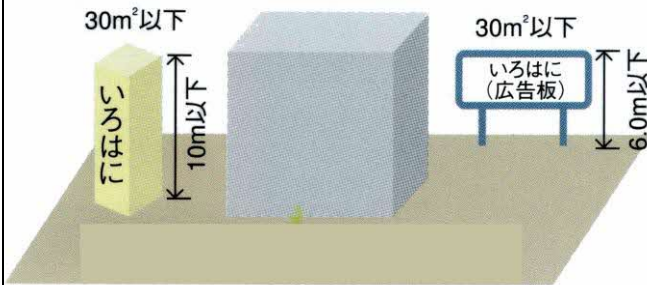
区分	基準
<p>①はり紙</p>  <p>表示面積1.5m²以下</p>	1枚につき 1.5 m ² 以内
<p>②はり札</p>  <p>表示面積0.3m²以下</p>	1枚につき 0.3 m ² 以内

③立看板



- ・表示面の大きさ 縦2 m横1 m以内
- ・脚部の高さ 0.5m以内

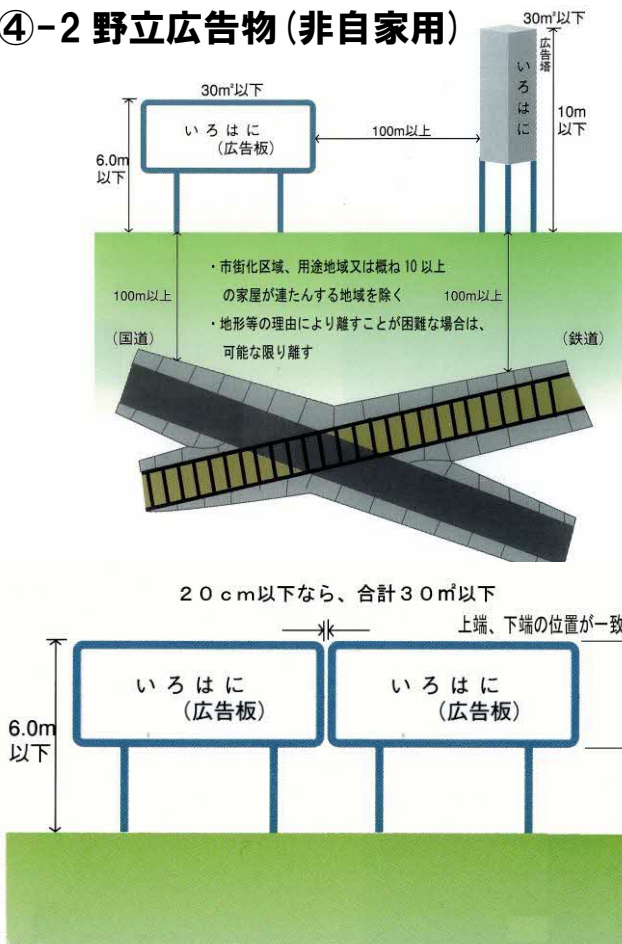
④-1 野立広告物(自家用)



- ・表示面の大きさ 30 m²以内
- ・高さ
 広告板 地表から上端まで6 m以内
 広告塔 地表から上端まで10m以内
 (広告塔は、表示面の厚さが表示面の幅の6分の1以上のもの)

		1個の面積	総面積
相互間距離	100m以上	30m ² 以内	規制なし
	100m未満	30m ² 以内	30m ² 以内

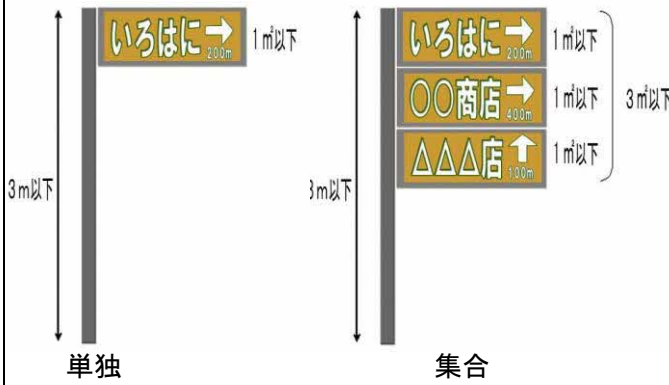
④-2 野立広告物(非自家用)



- ・相互間距離 100m以上
- ・大きさ 30 m²以内
- ・高さ
 広告板 地表から上端まで6 m以内
 広告塔 地表から上端まで10m以内
- ・国道、鉄道からの距離原則100m以上

- ・複数の広告物の相互間の距離が20cm以内かつ表示面積の合計が30m²以内かつ表示面の地表からの高さの上端及び下端の位置が一致する場合は一体の広告物とみなす

④-3 特定案内用広告物(野立広告物)



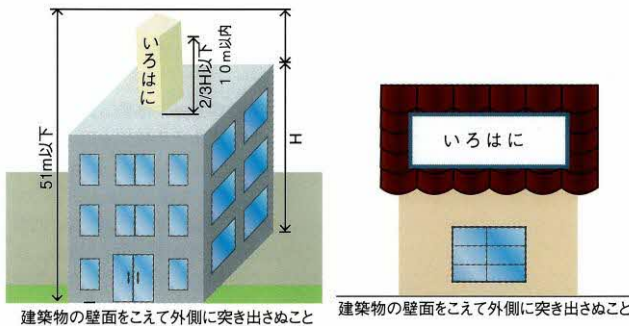
- ・自己の住所、事業所又は営業所に係る名称、距離又は方向のみを表示するものであること
- ・大きさ 1表示面につき1㎡以内。
ただし、集合広告物は各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1㎡以内、かつ、総表示面積が3㎡以内(両面で6㎡以内)。
- ・高さ 地表から上端まで3m以内。
- ・1事業所等につき特認案内用広告物(野立広告物)と合わせて4個以内。

④-4 特認案内用広告物(野立広告物)



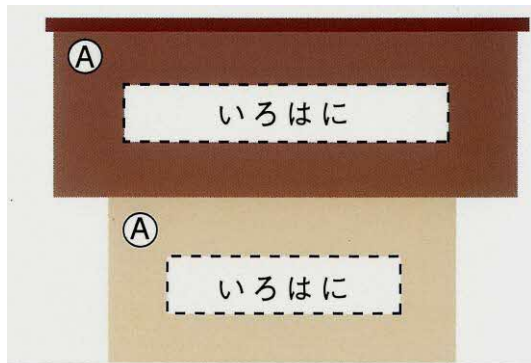
- ・町内会の住宅案内図、県内主要観光地(※)の名称、距離、方向のみを表示するもの
- ・大きさ 表示面の合計10㎡以内
- ・高さ 地表から上端まで5m以内
- ・1事業所等につき特定案内用広告物(野立広告物)と合わせて4個以内
- ・けばけばしい色彩でなく、周辺の景観と調和していること(※)

⑤ 屋上広告物



- ・1棟につき1個
- ・1表示面につき100㎡以内かつ表示面の合計400㎡以内
- ・地表から上端まで51m以内
- ・広告物の高さは、設置する建築物の高さの3分の2以内かつ10m以内
- ・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと

⑥ 壁面広告物



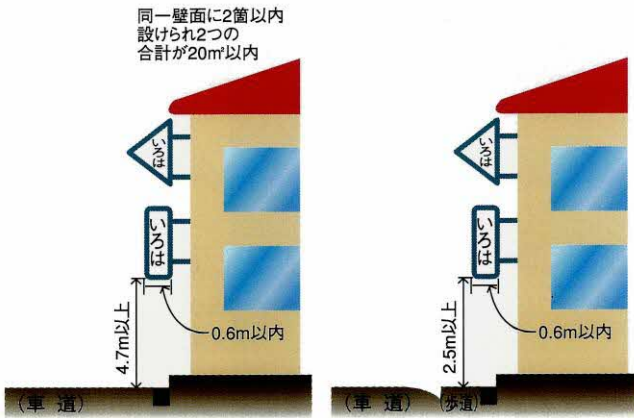
	屋根又は壁面の1面の面積	表示面の限度
大きさ	500㎡未満	・屋根又は壁の2分の1以内 ・20㎡以内
	500㎡以上~1,000㎡未満	20㎡+(壁面面積-500㎡)×4%
	1,000㎡以上	40㎡+(壁面面積-1,000㎡)×1%

- ※左図の場合(500㎡未満)の適用の仕方は、
- ・屋根の広告物…屋根面積の2分の1以内
 - ・壁面の広告物…壁面面積の2分の1以内
 - ・屋根の広告物の面積と壁面の広告物の面積の合計…20㎡以内
- となる。

※「県内主要観光地」…「島根県観光動態調査」の調査対象地点

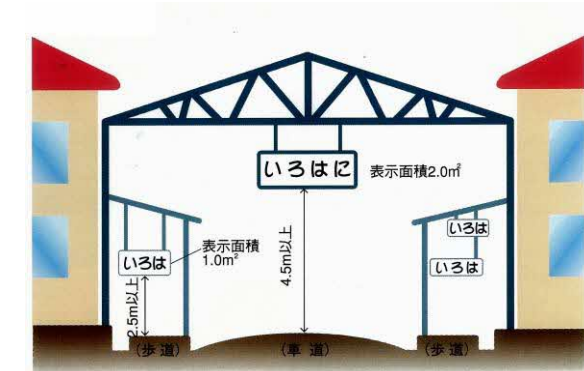
※「けばけばしい色彩でない」…「しまね景観色彩ガイドライン」の推奨色

⑦壁面突き出し広告物



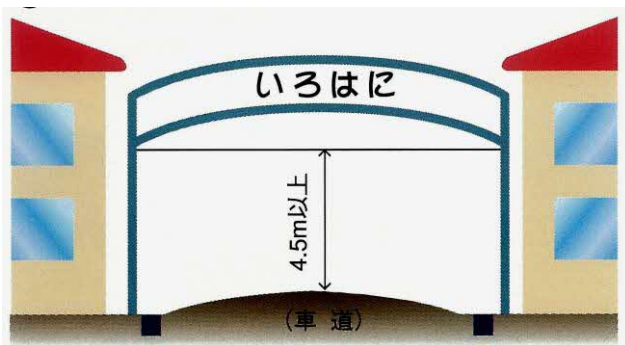
- 1 壁面につき 2 個以内
- 1 壁面につき 20 ㎡以内
- 車道 地表から下端まで 4.7m 以上
- 歩道 地表から下端まで 2.5m 以上
- 道路境界線から突き出す長さ 0.6m 以内

⑧アーケード



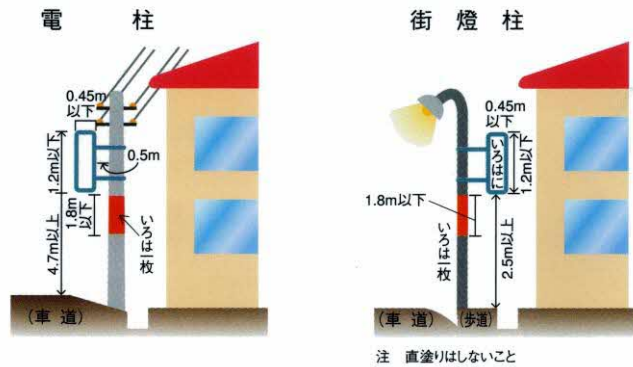
- 大きさ 車道 2 ㎡以内
歩道 1 ㎡以内
- 高さ 車道 地表から下端まで 4.5m 以上
歩道 地表から下端まで 2.5m 以上

⑨アーチ



- 大きさ 30 ㎡以内
- 高さ 地表から下端まで 4.5m 以上
- 位置 幅員 20 メートル未満の道路

⑩電柱広告物、街灯柱等



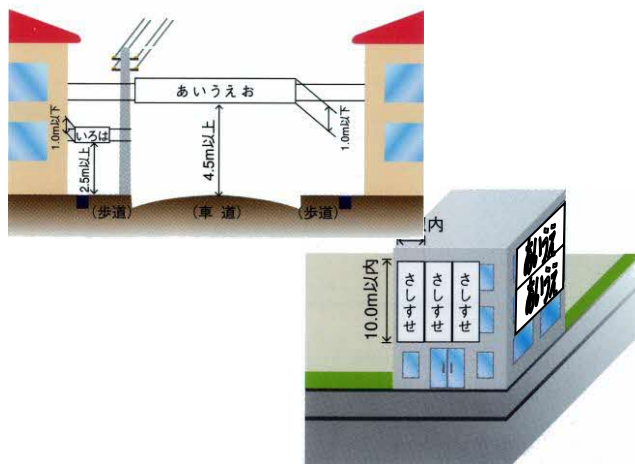
- ・個数 突出し 1本につき1個
巻付け 1本につき1個
- ・大きさ
突出し 縦1.2m横0.45m以内
巻付け 縦1.8m以内
- ・突出しの高さ
車道 地表から下端まで 4.7m以上
歩道 地表から下端まで 2.5m以上
- ・突出しの取り付け部分の長さ
0.5m以内
- ・直塗りしないこと

⑪照明広告物

照明装置を利用して表示するもの

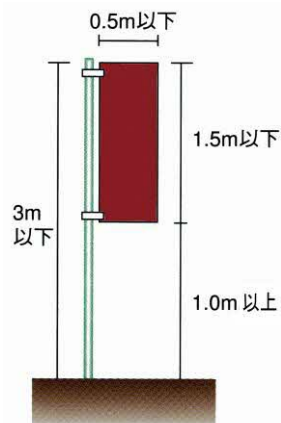
- ・広告物の種類に応じた各基準を満たすこと
(③～⑩号及び⑫号の項による)

⑫横断幕及びけんすい幕



大きさ	横断幕	幅1m以内
	けんすい幕	幅1m以内、長さ10m以内 ガイドレールがあるものは 幅1.5m以内、長さ15m以内
高さ	車道	地表から下端まで 4.5m以上
	歩道	地表から下端まで 2.5m以上
個数	建物壁面の1面につき3個以内	

⑬旗及びのぼり



- ・大きさ 縦1.5m横0.5m以内
- ・高さ 地表から下端まで 1.0m以上
地表から上端まで 3.0m以内

4. 禁止広告物・禁止物件

禁止物件 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- (2) 街路樹
- (3) 信号機及び道路標識
- (4) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (5) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- (6) 銅像、神仏像及び記念碑
- (7) 公衆便所
- (8) 公用又は公共用の石垣、擁壁及び防音壁
- (9) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物又は同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木



禁止広告物 次に掲げる広告物又は掲出物件は、表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料がはがれたもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくは妨げるおそれがあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

5. 適用除外

広告物の性質に応じて適用除外とされているものがあります。

条例第2条（禁止地域等）、第3条（禁止物件）、第4条（許可地域等）の適用が除外されるもの

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件
- (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定による選挙運動のために表示する広告物又はこれの掲出物件
- (4) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で表示面積の合計が禁止地域、禁止物件では7㎡以下、許可地域では10㎡以下のもの。(管理用広告物)
- (5) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者の住所、氏名、名称、店名又は屋号を表示する場合

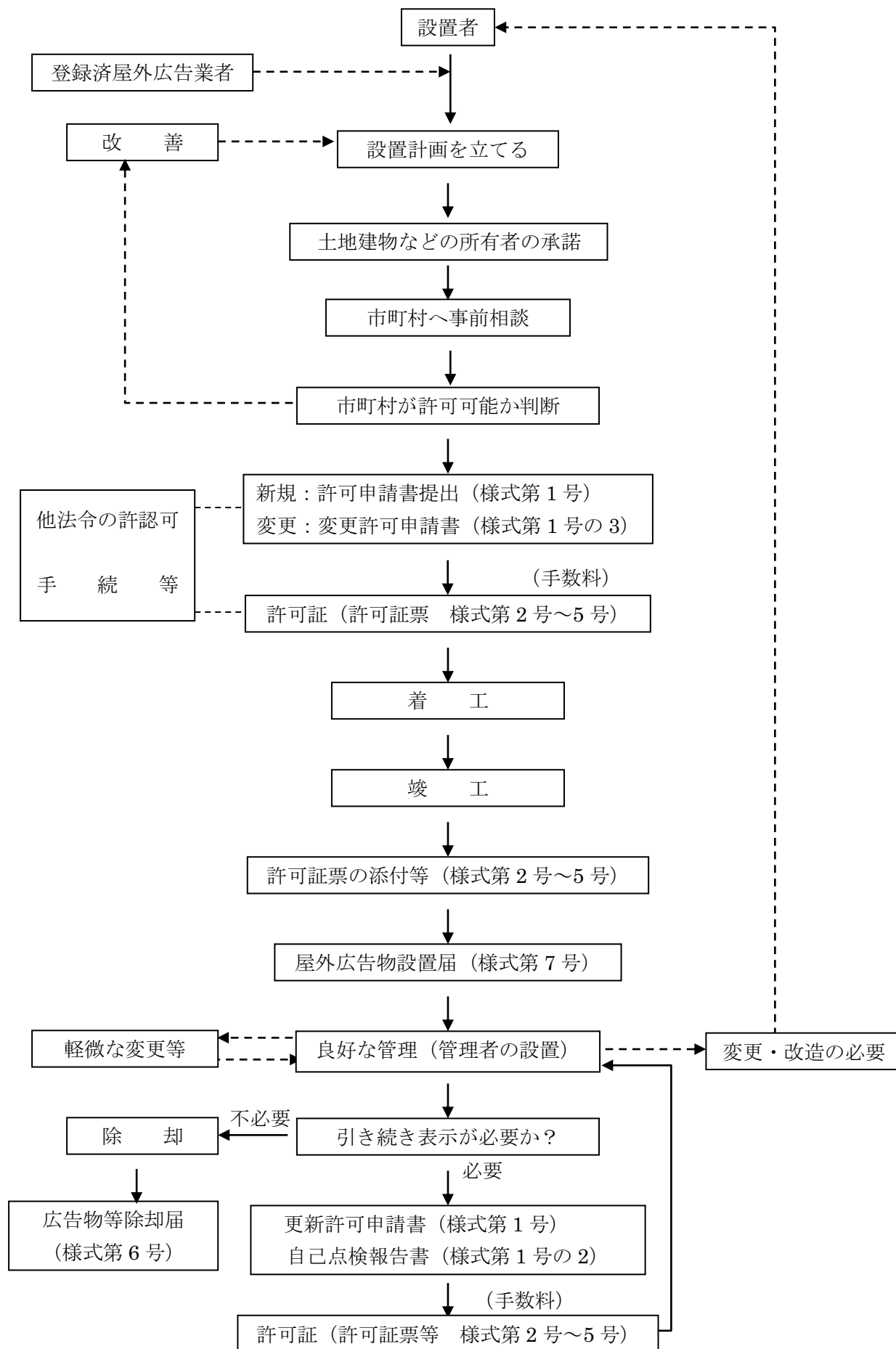
条例第2条（禁止地域等）、第4条（許可地域等）の適用が除外されるもの

- (1) 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標若しくは自ら販売若しくは製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所若しくは営業所に表示する広告物又はこれの掲出物件で表示面積が禁止地域では7㎡以下、許可地域では10㎡以下のもの（自家用広告物）
- (2) 人、動物、車両又は船舶に表示する広告物又はこれの掲出物件
- (3) 一時的又は仮設的な広告物又は掲出物件で冠婚葬祭、祭礼、その他競技会等の催しのため表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、表示し、又は設置する期間がその開催の日の1週間前からその開催期間の末日までの期間以内で、許可基準に適合しているもの
- (4) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

条例第2条（禁止地域等）の適用が除外されるもの

道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは掲出物件又は公衆の利便に供することを目的とした広告物若しくは掲出物件で、知事の許可を受けて表示し、又は設置するもの（特定案内用広告物、特認案内用広告物）

6. 許可手続（標準）



7. 屋外広告業の登録（平成18年4月1日から）

屋外広告業を営むには登録が必要です

島根県では、屋外広告物法に基づき、屋外広告物や屋外広告業について必要な規制を定めている島根県屋外広告物条例を改正し、屋外広告業について届出制に代えて登録制としました。

これにより、平成18年4月1日からは、島根県内で屋外広告業を営むには、事前に登録が必要です。

(注)平成30年4月1日に松江市が中核市となったことから、松江市内で屋外広告業を営もうとする方は、別途松江市へ登録が必要です。

ただし、平成30年4月1日の時点で島根県知事の登録を受けている方は、松江市において経過措置があります。

屋外広告業とは

屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。

屋外広告業を営もうとするときは、知事の登録を受けなければなりません。

登録の概要

登録の手続

屋外広告業登録申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、島根県都市計画課に申請してください（島根県各県土整備事務所でも受け付けています）。

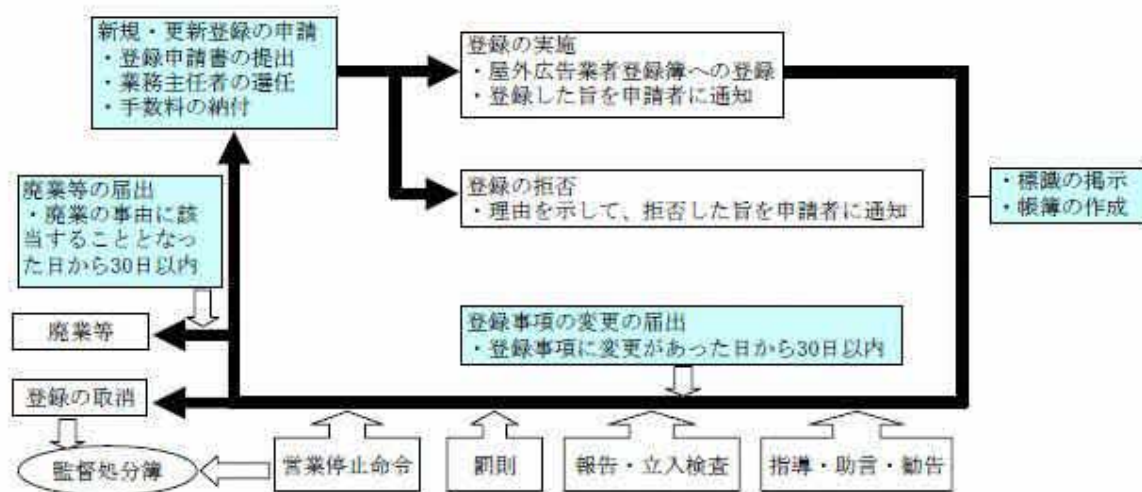
業務主任者の選任

登録に当たっては、次のうちから、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。

- ・屋外広告士
- ・都道府県等が行う屋外広告物講習会修了者
- ・広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者

登録の有効期間

5年間有効です。なお、有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営まれる場合は、更新の手続が必要です。



令和3年4月

**島根県土木部
都市計画課**

TEL (0852) 22-6143 FAX (0852) 22-6004

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/toshikeikaku/>